

# ▲▽ 国民年金のお知らせ ▲▽

## ～年金の届出を忘れていませんか？～

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金は下記の3つの種別からなり、住所や勤務先が変わった場合などに届出が必要となります。

**第1号被保険者**・・・農林漁業者・自営業者とその配偶者、学生等

**第2号被保険者**・・・厚生年金に加入の方

**第3号被保険者**・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

事由	種別の変更	届出場所
20歳になったとき（厚生年金加入者は除く）	1号	余市町役場
第1号被保険者で他市町村から転入したとき	1号	
会社を退職したとき（扶養されている配偶者）	2号→1号（3号→1号）	
収入が増えて、配偶者の扶養でなくなったとき	3号→1号	
結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	配偶者の勤務先
配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	配偶者の新たな勤務先

※届出の際は、年金手帳（基礎番号通知書）、健康保険証、印鑑を持参願います。

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

## 「児童手当の現況届」の提出を忘れずに

「児童手当の現況届」は、年に1回、児童手当を受給しているすべての方に提出していただき、受給資格を再審査するための届けです。

提出に必要な書類を6月初旬に送付しますので、期限までに提出してください（公務員の方は職場にお問合せください）。

なお、現況届の提出が無い場合は、6月以降の児童手当の支給ができないことがありますので、忘れずに提出してください。



提出期限  
6月30日（金）

◆提出先・問合せ 町民福祉課 児童福祉グループ ☎21-2120

## 草刈作業による漏油事故防止について

日々、温かくなってきており雑草が伸びその処理のため、刈払機等を用いた作業をおこなう方々への注意です！

灯油等燃料タンク付近での刈払機による作業により、タンクからの送油管を切断することのないよう十分に気を付けてください。

万が一、送油管を切断してしまうと漏油により土壤が汚染されるため、汚染土壤を撤去し新しい土砂に入れ替えなければならず、自らの責任で処理・復旧しなければなりません！

汚染土壤を処理するには莫大な費用がかかります！

送油管付近では、人力による除草を心がけ漏油事故を起こすことのないようお願いいたします。

### ◆問合せ

環境対策課 環境衛生グループ ☎21-2118

## 法務局で「法定相続情報証明制度」がスタートしました！

これまでは、亡くなった方の名義の預貯金や保険、更に不動産の登記名義の変更といった相続手続きに関しては、手続先（金融機関や保険会社、法務局など）に戸籍謄本などの書類の束を何度も提出して行わなければなりませんでした。

そこで、こうした不便さを少なくするため、本年5月29日（月）から全国の法務局で「法定相続情報証明制度」の運用を開始しました。

この制度は、相続人が戸籍謄本などの書類の束と申出書などを法務局に提出し、法務局が法定相続人に関する証明書について、必要な枚数を手数料無料で発行するというものです。ぜひ、ご利用ください。

詳しくは、法務局ホームページをご覧ください。

（URL）

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>